

●香川県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

香川県知事 池 田 豊 人

指定年月日	事業所の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地
令和7年1月1日	訪問看護ステーション kotori 東かがわ市土居105番地木村ビル205号室	合同会社 kotori 東かがわ市土居105番地木村ビル205号室
令和7年3月1日	訪問看護ステーション カサブランカ 観音寺市柞田町甲465番地サンビル2C	合同会社 kei 観音寺市大野原町大野原3084番地1